

1	アレルギーで牛乳だけを停止している場合は対象ですか。	申し訳ございませんが、牛乳だけを停止している場合は給付できません。
2	給食を止めるにはどうしたらいいですか。	在籍する中学校へ御連絡ください。
3	届出書はどこにありますか。	<p>市のホームページに掲載しています。</p> <p>【URL】 https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoiku/kyushoku/kyuusyokusien.html</p> <p>【QRコード】</p> 
4	年度の途中で給食を停止した時でも申出書は出していいですか。	年度途中でも申出書は受付しておりますので、御提出ください。
5	給食は早いタイミングで停止しましたが、申出書を提出していません。この時の給付金額はどうなりますか。	<p>「給食の停止」と「申出書の提出」が揃った日から給付金の対象となる回数を数えて、給付金額を決定します。</p> <p>例：4/12 から停止しているが、申出書は6/1 に提出した→6/1 以降に喫食しなかった回数をもとに給付金額を計算します。</p>
6	給食を停止したら絶対申出書を出さないといけませんか。	食物アレルギーや不登校等が理由で停止しており、給付金の給付を希望される場合は、申出書を提出してください。

7	給食は停止していません。 申出書を出せば給付金はもらえますか。	給付の要件に「給食を停止していること」が含まれますので、給付を希望される場合は必ず給食を停止してください。
8	停止期間中に登校した日は、給食を食べたらいけないのですか。	食べていただいて構いません。 給付金は「停止期間中に喫食しなかった回数」をもとに計算します。
9	食物アレルギーなので、卒業するまで給食は食べません。毎年申出書を出さないといけませんか。	事務手続きの都合上、毎年度申出書を提出してください。